



## 内容

1. 研究大会プログラム.....	2
2. 会場案内図.....	7
3. 喫煙・飲食のご案内.....	9
4. ランチマップ.....	9
5. 通信環境のご案内.....	10
6. 懇親会のご案内.....	10
7. 情報ネットワーク法学会 2023 年度研究大会実行委員名簿.....	11
8. 分科会要旨・登壇者.....	12

# 1. 研究大会プログラム

12月9日(土)

教室 時間	1021(2階大教室)	1153(15階中教室)	1154(15階中教室)	1156(15階中教室)	1146(14階中教室)			
9:45~	受付開始	/						
10:20~10:40	総会							
10:40~11:00	理事長挨拶 菊池浩明 情報ネットワーク法学会理事 長・明治大学教授							
11:00~12:00	講演1:「サイバー法は終わったか？」 夏井高人 明治大学法学部教授							
12:00~13:00	(休憩)							
13:00~14:00	講演2:「サイバー判例回顧で見る inlaw の 歴史」 町村泰貴 成城大学法学部教授							
14:00~14:20	(休憩)	/						
14:20~15:50 <第1部>	【第1分科会】 プライバシー権と個人情報保護法制の関係について (プライバシー法理論研究会)					【第2分科会】 非訟手続導入後のプロバイダ関連紛争の実務 (プロバイダ責任制限法研究会)	【第3分科会】 システム開発取引における複合契約の解除 (ビジネス法務研究会)	【第4分科会】 欧州評議会の AI 条約案の審議状況と日本への影響
15:50~16:00	(休憩)							

教室 時間	1021(2階大教室)	1153(15階中教室)	1154(15階中教室)	1156(15階中教室)	1146(14階中教室)
16:00~17:30 <第2部>		<b>【第5分科会】</b> ファクトチェックと分断  (ソーシャルメディア研究会)	<b>【第6分科会】</b> 企業・組織間の協創と協業~変わりゆく法・社会・組織のデータ活用とコミュニケーション (個人情報保護研究会)	<b>【第7分科会】</b> 肖像権は何を守ろうとしているのか (ビジネス法務研究会)	

※18:00~20:00 懇親会@東京ガーデンパレス (会場徒歩 12分)

12月10日(日)

教室 時間	1021(2階大教室)	1073 (7階中教室)	1074 (7階中教室)	1084 (8階小教室)	1083 (8階中教室)	1085 (8階中教室)	1086 (8階小教室)	1087 (8階小教室)
		<b>【個別報告1】</b> 司会:日置監事 板倉元理事	<b>【個別報告2】</b> 司会:有本理事 吉井副会長	<b>【個別報告3】</b> 司会:西貝理事	<b>【個別報告4】</b> 司会:桑原理事	<b>【個別報告5】</b> 司会:水谷理事	<b>【個別報告6】</b> 司会:橋本理事	<b>【個別報告7】</b> 司会:橘理事 長島実行委員
08:30~		受付開始						
09:00~09:25		<b>●報告 1-1</b> ラテンアメリカにおける電子身分証明制度 (Ruben E. Rodriguez Samudio)	<b>●報告 2-1</b> 欧州 AI 法案から考える生成系 AI (鈴木健二)	<b>●報告 3-1</b> 法令変遷の連続的把握のための法令データベースの構築 (佐野智也 他)	<b>●報告 4-1</b> X(旧 Twitter 等)の SNS 凍結に対する法的対応 (松尾剛行 他)	<b>●報告 5-1</b> メタバース領域における多層化するルール全体の像と民製ソフトウェアの役割 (川本大功)	<b>●報告 6-1</b> Edmodo 事件 -米国の学校教育における EdTech 民間事業者の責務- (河井理穂子)	<b>●報告 7-1</b> 事件関係者の「個人情報保護」と事件当事者の「知る権利」 (星野豊)
09:25~09:35		(休憩)						

教室 時間	1021(2階大教室)	1073 (7階中教室)	1074 (7階中教室)	1084 (8階小教室)	1083 (8階中教室)	1085 (8階中教室)	1086 (8階小教室)	1087 (8階小教室)
09:35~10:00		●報告 1-2 個人情報保護委員会の権限行使とその課題 (日置巴美)	●報告 2-2 米国による AI 規制の概観 (有本真由)	●報告 3-2 声の保護と利用のための「声の権利ガイドライン」の検討 (荒岡草馬)	●報告 4-2 自治体におけるヘイトスピーチ対策の現状 (最所義一)	●報告 5-2 標準化・ガバメントクラウドを巡るデジタル行政改革の課題ーデジタル臨時行政調査会における議論と EU における欧州データ空間に関する議論を参考に (寺田麻佑)	●報告 6-2 企業・自治体・大学それぞれの DX 人材育成の現場から見るプロジェクトマネジメントの重要性と今後の課題 (十返文子)	●報告 7-2 障害者の裁判を受ける権利と民事手続の IT 化による影響 (長島光一)
10:00~10:10		(休憩)						
10:10~10:35		●報告 1-3 個人データへのアクセス履歴と個人情報該当性 (蔦大輔)	●報告 2-3 生成 AI の競争法問題とプラットフォーム事前規制 (王威駟)	●報告 3-3 2030 年に向けた近距離交通の法的課題 (秋山真鈴 他)	●報告 4-3 デジタル・シチズンシップ時代のネット上の青少年保護 (上沼紫野)	●報告 5-3 デジタルプラットフォーム上の情報に関する国内保存規制及び越境移転規制、ガバメントアクセスに関する日本・EU・米国・中国における規制の最新動向と比較 (寺田麻佑 他)	●報告 6-3 小学校および中学校教員養成課程における情報セキュリティリスクに対する教育内容の実態と課題 (花田経子)	●報告 7-3 インターネット時代の名誉毀損訴訟における発信者救済判例とその評価 (小倉秀夫)

教室 時間	1021(2階大教室)	1073 (7階中教室)	1074 (7階中教室)	1084 (8階小教室)	1083 (8階中教室)	1085 (8階中教室)	1086 (8階小教室)	1087 (8階小教室)
10:45~11:10		<p>●報告 1-4</p> <p>いわゆる破産者 マップ類似サイトを巡る裁判例と政策 (板倉陽一郎)</p>		<p>●報告 3-4</p> <p>日本のネット敗戦を招いた著作権法の闇 (城所岩生)</p>	<p>●報告 4-4</p> <p>サイバーセキュリティが社会防衛の時代のベンダ一責任の検討 (金子啓子)</p>	<p>●報告 5-4</p> <p>EU データスペースにおける法規制動向 -金融及び自動車データアクセスを中心に- (藤井秀之)</p>	<p>●報告 6-4</p> <p>法令データベースを活用するアクティブ・ラーニング -法情報学授業での教員・図書館職員・データベース講師の連携- (藤本亮 他)</p>	<p>●報告 7-4</p> <p>プラットフォームはユーザーが投稿したテロリスト・コンテンツについて幫助の責任を負わないとし、通信品位法 230 条の判断を避けた米国連邦最高裁判決: Twitter v. Taamneh and Gonzalez v. Google (橘雄介)</p>
11:10~11:25	(休憩)							
11:25~11:35	<p>開催校挨拶</p> <p>上野正雄 明治大学法学部教授・法学部長</p>							
11:35~12:35	<p>講演3:「サイバー法の歩みを振り返る:『サイバースペース法』から『越境するデータと法』まで」</p> <p>指宿信 成城大学法学部教授</p>							

教室 時間	1021(2階大教室)	1073(7階中教室)	1074(7階中教室)	1083(8階中教室)	1084(8階小教室)	1085(8階中教室)
12:35~13:35	(休憩)					
13:35~14:35	講演4:「情報ネットワーク関連年表と課題」 岡村久道 弁護士・国立情報学研究所客員教授・京都大学大学院医学研究科講師					
14:35~14:50	(休憩)					
14:50~16:20 <第1部>		【第8分科会】 生成 AI に凌駕されない社会に向けて考えるべきこと (ロボット法研究会)	【第9分科会】 データ越境時代の法執行 Trust の構築	【第10分科会】 インターネット投票の現状と課題 (インターネット投票研究会)		【第11分科会】 仮想空間と知的財産法 (ネット社会法務研究会)
16:20~16:30		(休憩)				
16:30~18:00 <第2部>		【第12分科会】 アバターを通じた活動と人格の保護 (ビジネス法務研究会)	【第13分科会】 個人情報保護法制一元化の理論と実務 (個人情報保護研究会)	【第14分科会】 デジタル社会のトラスト	【第15分科会】 オンライン法学教育の現状とこれから: 国際比較調査を踏まえて	【第16分科会】 セキュリティインシデント発生時の当局対応の諸問題 (サイバーセキュリティ法研究会)

※書籍展示:

12月9日(土) 1155(15階小教室)

12月10日(日) 1076(7階小教室)

## 2. 会場案内図

明治大学駿河台キャンパスでの開催です。

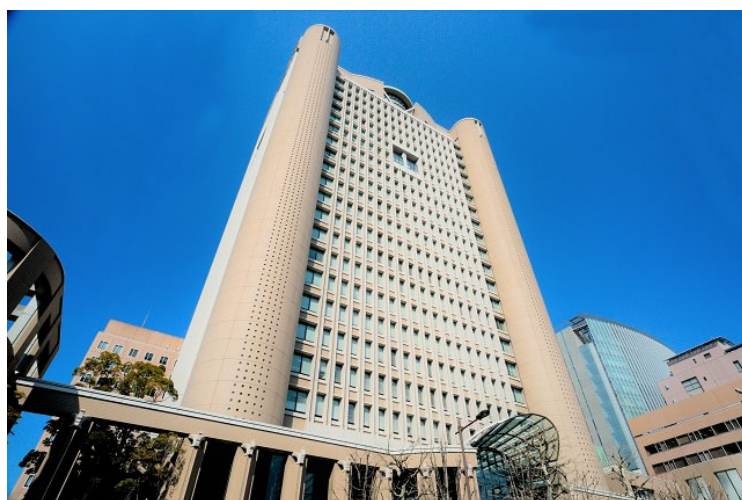
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1



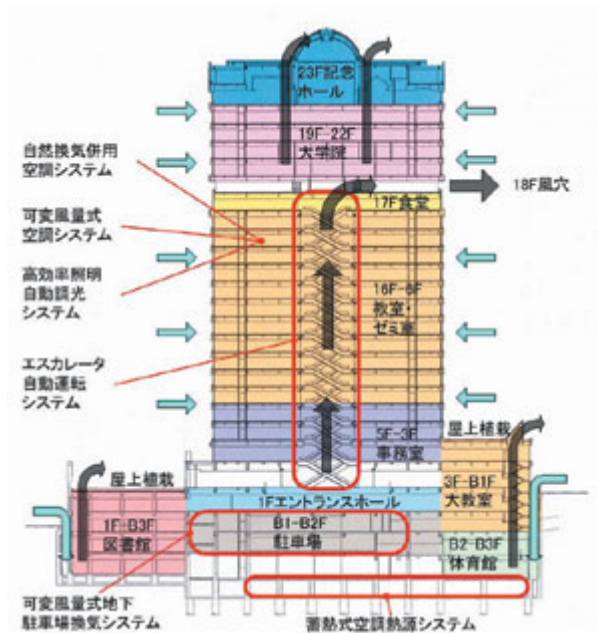
【交通アクセス】※駐車場のご用意はありません。

- JR 中央線・総武線／御茶ノ水駅 徒歩約 3 分
- 東京メトロ丸の内線／御茶ノ水駅 徒歩約 3 分
- 東京メトロ千代田線／新御茶ノ水駅 徒歩約 5 分
- 都営地下鉄三田線・新宿線／神保町駅 徒歩約 5 分

リバティタワー(南側の高層棟)での開催になります。アカデミーコモンではありませんのでご注意ください。







2階大教室の他、第1日に14階・15階、第2日に7階・8階の中教室・小教室を利用します。教室名1XYZのXYが建物の階数です。

なお、第1日には15階小教室(1155)、第2日には7階小教室(1076)にて、書籍の展示を行います。

### 3. 喫煙・飲食のご案内

館内はすべて禁煙です。館外の路上喫煙は条例により禁止されていますので、数か所ある民間喫煙所などをご利用ください。

教室内での飲食は可能です。

### 4. ランチマップ

学会・大学側ではランチマップは用意しておりません。

- ・ 第1日(12月9日(土))は、17階の食堂スカイラウンジも営業しております。
- ・ 周辺のランチ情報については、  
おさんぽ神保町<<https://osanpo-jimbo.com/>>等もご参照ください。

## 5. 通信環境のご案内

学会側ではWiFi等の通信環境を提供いたしません。

大学関係者はeduroamがご利用いただけます。

事前の試験においては、各社の携帯電話網によるインターネット接続でも十分な速度が出ております。

## 6. 懇親会のご案内

懇親会は18時より、ホテル 東京ガーデンパレス(〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5)にて開催します。

会場から徒歩12分ですので、余裕を持って移動をお願いいたします。



## 7. 情報ネットワーク法学会 2023 年度研究大会実行委員名簿

役職等	氏名	所属
実行委員長・副理事長	丸橋 透	明治大学
実行副委員長	湯浅 壘道	明治大学
事務局長・副理事長	吉井 和明	光雲法律事務所
プログラム委員長	村上 陽亮	株式会社 KDDI 総合研究所
理事	有本 真由	アレシア国際法律事務所
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	尾崎 愛美	筑波大学
	金子 啓子	個人会員
	加藤 尚徳	株式会社 KDDI 総合研究所
理事長	菊池 浩明	明治大学
理事	桑原 俊	内閣サイバーセキュリティセンター
	古賀 崇	天理大学
	斉藤 邦史	慶應義塾大学
	酒井 麻千子	東京大学
	柴田 龍	立正大学
	實原 隆志	南山大学
理事	鈴木 康平	情報通信総合研究所
	田中 友子	株式会社ベネッセコーポレーション
監事	高野 一彦	関西大学
理事	橘 雄介	福岡工業大学
	蔦 大輔	森・濱田松本法律事務所
	中島 美香	中央大学
	長島 光一	帝京大学
理事	成原 慧	九州大学
理事	二階堂 展生	株式会社ベネッセコーポレーション
理事	西貝 吉晃	千葉大学
	西郡 裕子	一般財団法人日本データ通信協会
理事	橋本 誠志	徳島文理大学
監事	日置 巴美	弁護士法人三浦法律事務所渋谷オフィス
	藤村 明子	日本電信電話株式会社
理事	増田 拓也	色川法律事務所
	松尾 剛行	桃尾・松尾・難波法律事務所
理事	水谷 瑛嗣郎	関西大学
	柳川 鋭士	明治大学
	山本 将之	KPMG
	横田 明美	明治大学
	和知 雅樹	個人会員

## 8. 分科会要旨・登壇者

12月9日(土)

<分科会第1部:14:20~15:50>

タイトル	登壇者等	要旨
<b>■【第1分科会】</b> プライバシー権と個人情報保護法制の関係について (プライバシー法理論研究会)	<企画責任者> 村上康二郎(情報セキュリティ大学院大学) <登壇者> 曾我部真裕(京都大学) 實原隆志(南山大学) 成原慧(九州大学)	プライバシー権と個人情報保護法制の関係については、かねてより議論があるが、最近、さらに活発に議論されるようになってきている。この問題について憲法学では、これまで、プライバシー権を自己情報コントロール権と解する立場に立ちつつ、プライバシー権と個人情報保護法制を一元的に捉える見解が通説ないし多数説であったといえる。これに対して、情報法学においては、プライバシー権と個人情報保護法制を切り離し、両者を二元的に捉える見解も有力に主張されているところである。この問題は、プライバシー権をどのような権利として把握するのか、というプライバシー権論と密接な関係を有する。本分科会では、プライバシー権と個人情報保護法制の関係を一元的に捉えるのか、それとも二元的に捉えるのか、また一元的に捉えるとして、両者をどのような関係のものとして捉えるのかといった問題について、憲法学と情報法学の両面から検討するものである。
<b>■【第2分科会】</b> 非訟手続導入後のプロバイダ関連紛争の実務 (プロバイダ責任制限法研究会)	<企画責任者> 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所) <登壇者> 清水陽平(法律事務所アルシエン) 中澤佑一(弁護士法人戸田総合法律事務所) 神田知宏(内幸町国際総合法律事務所) 壇俊光(北尻総合法律事務所) 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)	プロバイダ責任制限法に新たな裁判手続(非訟)が導入され、2022年10月の施行から1年が経過した。東京地裁保全部に、削除・開示仮処分と合わせて膨大な数の事件が係属するようになったこと、旧Twitter(現・X)やGoogleなどのBigtechの多くが外国代表者登記を行ったものの、旧Twitterの運営が不安定なこと等から、実務上の問題点が生じている。本パネルでは、非訟手続導入後のプロバイダ関連紛争の実務について、多角的に議論する。

<p>■【第3分科会】</p> <p>システム開発取引における 複合契約の解除 (ビジネス法務研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 伊藤雅浩(シティライツ法律事務所)</p> <p>&lt;登壇者&gt; 伊藤雅浩(シティライツ法律事務所) 影島広泰(牛島総合法律事務所) 大井哲也(TMI 総合法律事務所) 田中浩之(森・濱田松本法律事務所)</p>	<p>システム開発取引では、1つのシステムを開発する過程でベンダとユーザ間において多段階契約と呼ばれる複数の契約が締結されているが、開発が頓挫した際に、直接的な原因となった契約以外の契約も解除することができるかがしばしば問題となる。この点について、近時、大規模システム開発のトラブル事案において、最判平 8.11.12 を援用しつつ、密接関連性のある契約が解除可能であるという判断が示された(東京高判令 4.10.5)。</p> <p>本分科会では、本事例のほか、関連する裁判例を取り上げつつ、システム開発取引における複合契約の解除について討議する。</p>
<p>■【第4分科会】</p> <p>欧州評議会の AI 条約案の 審議状況と日本への影響</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 中川裕志(理化学研究所)</p> <p>&lt;登壇者&gt; 江間有沙(東京大学) 羽深宏樹(京都大学) 市川類(一橋大学) 原山優子(東北大学) 実積寿也(中央大学) 岩城光(東京家庭裁判所) 中川裕志(理化学研究所)</p>	<p>AI に関しては、OECD では AI 原則、EU では AI 法案の策定が進み、AI 法案は 2023 年 6 月に生成 AI についてのルールを追加した改正案が委員会で成立した。これらは情報ネットワーク法学の会員の方にも周知されつつある。これらと並行して欧州評議会では AI に関する委員会(CAI)が 2022 年に設立され、ヨーロッパの 47 か国に加え、米加日メキシコ、イスラエルなどを合わせた計 52 か国が参加し AI 条約の作成作業を行っている。現在、9 月に提出される条約案をめぐる議論が進んでいる。</p> <p>日本からは少数の政府関係者が参加しているが、AI 条約は日本ではあまり知られていない。しかし AI を規制する条約だけに、日本の AI 産業への影響が大きい。かりに条約が締結されると、国内で条約の内容を実現する法制度が重要となる。9 月の条約案を受けて、日本として考えるべきことを周知し、議論する場として、今回のセッションを開催する。</p>

12月9日(土)

<分科会第2部:16:00~17:30>

タイトル	登壇者等	要旨
<p>■【第5分科会】 ファクトチェックと分断 (ソーシャルメディア研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 一戸信哉(敬和学園大学) &lt;登壇者&gt; 平和博(桜美林大学) 藤村厚夫(ファクトチェック・イニシアティブ) 山口浩(駒澤大学) 一戸信哉(敬和学園大学)</p>	<p>ソーシャルメディアにおける偽・誤情報の流通は、生成系 AI を活用したコンテンツの増加とともに、さらに懸念が高まっている。X(旧 Twitter)のコミュニティノート導入や、ファクトチェック機関のさまざまな取り組みは、これらの懸念に対応する試みと言える。</p> <p>一方、偽・誤情報への対策として各国の規制当局が介入を強めた場合、社会の分断を引き起こすリスクもある。特に、ウクライナ紛争の長期化は、政府による情報統制やプロパガンダの増加をもたらし、それが国や地域ごとの情報流通の断絶を招く可能性がある。</p> <p>ソーシャルメディア研究会は、これまでソーシャルメディアの統制に関する多角的な検討を行ってきた。今回の分科会では、最新の情勢を考慮し、あらためて問題の所在を検討する。</p>
<p>■【第6分科会】 企業・組織間の協創と協業 ~変わりゆく法・社会・組織 のデータ活用とコミュニケーション (個人情報保護研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 藤村明子(NTT社会情報研究所) &lt;登壇者&gt; 藤村明子(NTT社会情報研究所) 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所) 関原秀行(LINE) 海賀裕史(ヤフー) 加藤俊介(リクルート) 迎亮(NTTドコモ)</p>	<p>企業・組織間においてパートナーとの協創を前提としたデータ活用による価値創出が年々進んでいく中で、企業の現場担当者らが一堂に集まり、法的課題やシステム設計との向き合い方、ユーザの受容性を促すコミュニケーション、それらに向けた各企業の努力と工夫、実務上の課題や悩みを紹介、議論し、会場の参加者と共有する。</p> <p>本年度は、個人情報保護法や、電気通信事業法の改正、社会や企業が迎えている大きな変革など、変わりゆくデータ保護のあり方を踏まえたルール作りやシステム設計等の現在の姿を主なテーマとする。</p>
<p>■【第7分科会】 肖像権は何を守ろうとしているのか (ビジネス法務研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 斉藤邦史(慶應義塾大学) &lt;登壇者&gt; 数藤雅彦(五常総合法律事務所) 斉藤邦史(慶應義塾大学) 曾我部真裕(京都大学)</p>	<p>最高裁のたび重なる慎重な判示にもかかわらず、「肖像権」の民事的保護は実務に定着したように見受けられる。もっとも、その侵害判断は受忍限度論に委ねられることが多く、基準について明確な社会的合意が存在する状況とは評価し難い。</p> <p>ところが最近、東京地裁の知財部では、肖像権侵害の判断基準を 3 種類に類型化する裁判例があらわれている(東京地判令和 4 年 7 月 19 日判タ 1507 号 243 頁等。なお、中島基至「知的財産権訴訟における肖像権判例の最前線」別冊 L&amp;T 知的財産紛争の最前線 9 号も参照)。本分科会では、学説による「自己像の同一性に対する権利」や「アイデンティティ権」の提案にも目配りしつつ、「肖像権」の実質的な存在意義を検討したい。</p>

12月10日(日)

<分科会第1部:14:50~16:20>

タイトル	登壇者等	要旨
<p>■【第8分科会】 生成 AI に凌駕されない社 会に向けて考えるべきこと (ロボット法研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 新保史生(慶應義塾大学) &lt;登壇者&gt; 麻生典(九州大学) 大屋雄裕(慶應義塾大学) 新保史生(慶應義塾大学) 杉山弘晃(日本電信電話株式会社 NTT コミュニケーション科学基礎研究 所) 長島 光一(帝京大学)</p>	<p>生成 AI は、大量のデータを学習して新たなデータを生成することができ、画像・動画、音声・音楽、テキスト生成や翻訳など多様なコンテンツを生成する際に威力を発揮しつつある。「汎用型 AI(Artificial General Intelligence)」ではないが、より人間に近い能力を発揮できる汎用性の高い AI を利用する文字通りの AI 時代の幕開けを予感させるものである。生成 AI の汎用性ゆえに、AI の驚異的な有用性の実感とともに、具体的な危険性や脅威を認識する転機となりつつある。</p> <p>本研究会では、生成 AI の可能性と法的課題について、我が国における対話知能学の研究の最前線を把握し、生成 AI に凌駕されない社会に向けて考えるべきことを議論する。</p>
<p>■【第9分科会】 データ越境時代の法執行 Trust の構築</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所) &lt;登壇者&gt; 横田明美(明治大学) 石井由梨佳(防衛大学校) 西貝吉晃(千葉大学) 四方光(中央大学) 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所)</p>	<p>クラウドサービス等の普及によりデータが容易に国境を超える時代が到来しており、犯罪捜査や犯罪予防においてもこれらのデータが精査される必要がある場面があることは明らかであって、越境捜索や国際捜査共助(MLAT)を通じた迅速なデータ取得手段の確立が不可欠である。他方、犯罪捜査や犯罪予防に関連したとしても、国境を超えるデータに対して、データ保護の枠組みもまた必要であり、欧州では GDPR や LED(法執行指令)などの枠組みが存在している。我が国は DFFT(Data Free Flow with Trust)を標榜し、主に国際貿易の枠組みで同概念を広げているが、法執行の場面でも Trust がなければ、犯罪捜査・犯罪予防においても、データ保護においても、グローバルな枠組みに適切に参加できないおそれがある。本パネルでは、データ越境時代の法執行 Trust の構築に関し、問題設定と問題解決を目指すこととする。行政法・国際法の分野からの越境捜索における行政法と刑事法の交錯、行政分野における越境協力と MLAT の比較、マネロン規制からの示唆等が扱われる問題提起を経て、刑事法・刑事実務の立場からのコメントを得て、討論に至る。</p>

<p>■【第10分科会】 インターネット投票の現状と課題（インターネット投票研究会）</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 湯浅壘道(明治大学) &lt;登壇者&gt; 河村和徳(東北大学) 高選圭(大邱大学校) 市ノ澤充(スパイラル株式会社 VOTE FOR カンパニープレジデント) 湯浅壘道(明治大学)</p>	<p>本分科会は、情報ネットワーク法学会インターネット投票研究会の研究成果を発表するために開催する。</p> <p>この数年、日本や韓国においては議会のデジタル化が進められるようになっており、インターネット投票もデジタル化の一環としての意義を有するようになってきた。国内では、国家戦略特区、つくば市の提案が採択され、内閣府「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」に採択された「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」が実施された。</p> <p>他方で、サイバー攻撃の激化によって、インターネット投票におけるサイバーセキュリティは大きな課題となっている。</p> <p>本分科会ではこれらの動向について報告し、討議を行う。</p>
<p>■【第11分科会】 仮想空間と知的財産法（ネット社会法務研究会）</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 川村哲二(春陽法律事務所) &lt;登壇者&gt; 青木大也(大阪大学) 金子敏哉(明治大学)、誠子夜火猫 関真也(関真也法律事務所)</p>	<p>仮想空間ビジネスに関する期待が高まる中、その知的財産法上の問題も様々議論されている。立法過程においても、令和5年改正によってデッドコピー規制(不正競争防止法2条1項3号)が拡張され、無体物に関するバーチャル・リアルの交錯事例も含めたデッドコピーをも規制の対象に加えることとなった。</p> <p>本分科会は、上記のような中で、仮想空間ビジネスにおいて生じ得る知的財産法の問題を、研究者と実務家を交えて議論することで、改正法も踏まえた今後の知的財産法における動きを俯瞰することを目的とするものである。</p>



12月10日(日)

<分科会第2部:16:30~18:00>

タイトル	登壇者等	要旨
<p>■【第12分科会】 アバターを通じた活動と人格の保護 (ビジネス法務研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 齊藤邦史(慶應義塾大学) &lt;登壇者&gt; 原田伸一郎(静岡大学) 松尾剛行(慶應義塾大学) 齊藤邦史(慶應義塾大学) 赤坂亮太(大阪大学)</p>	<p>たとえばV Tuber(ヴァーチャル YouTuber)のように、仮想空間でアバターにより表象される「人格」は、現実空間でこれを演じる「中の人」の属性とは区別されたキャラクター設定(役柄)に基づき活動していることも少なくない。もっとも、下級審裁判例は、V Tuber に対する誹謗中傷等についても、現実空間の「中の人」に対する加害と解釈し得る事情を要件として、人格的な権利利益(名誉感情等)について侵害を認めているように見受けられる。</p> <p>本分科会では、仮想空間におけるアバターを介した活動について、名誉権・名誉感情・プライバシー・肖像権等のいわゆる人格権・人格的利益を保護するための法的構成を検討したい。</p>
<p>■【第13分科会】 個人情報保護法制一元化の理論と実務 (個人情報保護研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所) &lt;登壇者&gt; 鈴木正朝(新潟大学) 板倉陽一郎(ひかり総合法律事務所) 湯淺壘道(明治大学) 岡本正(銀座パートナーズ事務所・岩手大学)</p>	<p>個人情報保護法の2021年改正により個人情報保護法制が一元化され、完全施行からも1年半が経過した。2023年4月1日時点で、都道府県(47団体)及び市区町村(1,741団体)はすべて、一部事務組合及び広域連合も96.7%にあたる1517団体が個人情報保護法施行条例の整備を完了している(個人情報保護委員会「地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果等について」(令和5年4月12日))。国と地方の係争も聞こえてこず、2000個問題は何だったのかとの感慨すら抱くが、しかしながら、個人情報保護法制一元化に伴う様々な論点もまた生じてきている。本パネルでは、個人情報保護法制一元化後の理論的・実務的問題を挙げ、議論する。</p>
<p>■【第14分科会】 デジタル社会のトラスト</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 湯淺壘道(明治大学) &lt;登壇者&gt; 宇田川篤史(武蔵大学) 高口鉄平(静岡大学) 藤代裕之(法政大学) 森田純哉(静岡大学) 村山太一(大阪大学)</p>	<p>本分科会は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)社会技術開発センター(RISTEX)において2023年度から新規公募プログラムとして開始された「情報社会における社会的側面からのトラスト形成」とのコラボレーションにより実施する。</p> <p>人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の急速な発展を背景に、社会のデジタル化は世界規模で、あらゆる場面において浸透しているが、同時に、デジタル化がもたらす負の側面についても目を向ける必要がある。本プログラムはさまざまな問題を情報の受け手側と、発信側あるいは情報そのものとの間の「トラスト」という観点から問題特定・解決を図ろうとするものであり、プログラム採択グループからそれぞれ研究開発構想や研究手法などを発表し、討議する。</p>

<p>■【第15分科会】 オンライン法学教育の現状とこれから：国際比較調査を踏まえて</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 指宿信(成城大学) &lt;登壇者&gt; 指宿信(成城大学) Luke Nottage (University of Sydney) 米田憲市(鹿児島大学) 藤本亮(名古屋大学)</p>	<p>大学教育における遠隔技術利用は日本では浸透していなかった。本企画責任者とルーク・ノッテジ教授(シドニー大学)は20年近く前に日豪において大学と教員のそれぞれについて IT 利用調査を実施したが*、その後もそうした状況に大きな変化は生まれなかった。だが、パンデミックにより、世界的規模で一気に遠隔技術や IT 利用が普及した。そこで、我々は世界の法学教育の現場において、どのようにオンライン教育が普及し活用されたかについて調査を行い、調査結果を出版した**。本分科会では、この国際比較調査の概要を紹介するとともに、ポスト・コロナ時代の法学教育におけるオンライン技術の活用の方向性について議論する場を設けることとした。全体の調査結果についてはノッテジ氏が、日本については日本の調査を担当した米田憲市氏(鹿児島大学教授)が報告する。また、指定討論者として藤本亮会員(名古屋大学)に加わっていただく。</p> <p>*Ibusuki, Makoto &amp; Nottage, Luke, "IT and Transformations in Legal Practice and Education in Japan and Australia" [2002] UTS Law Rev. 3. **Nottage, Luke &amp; Ibusuki, Makoto Ed., "Comparing Online Legal Education Past, Present and Future", (Larcier International, 2023)</p>
<p>■【第16分科会】 セキュリティインシデント発生時の当局対応の諸問題 (サイバーセキュリティ法研究会)</p>	<p>&lt;企画責任者&gt; 薦大輔(森・濱田松本法律事務所) &lt;登壇者&gt; 佐々木勇人(一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター) 薦大輔(森・濱田松本法律事務所) 寺門峻佑(TMI 総合法律事務所) 北條孝佳(西村あさひ法律事務所)</p>	<p>セキュリティインシデントが発生した際には様々な対応が発生するが、その一つに当局への対応がある。</p> <p>特に、個人情報保護法の2020年改正により導入された同法26条に基づく個人データ漏えい等への報告及び本人通知は、実務上対応が必要となる局面が多い。その他、警察への連絡やその他業法に基づく対応等もありうる。</p> <p>2022年4月に施行されてから1年半が経過し、実務上の対応も一定程度のプラクティスが出てきたところであるが、個人情報保護委員会への対応、警察への対応、所管省庁への対応、その他関係機関への対応等、個々の機関との関係における様々な課題、そして、そもそもインシデント発生時に同じような報告を複数の機関に対して行わなければならないということ自体が事業者にとって大きな負担となっている現状がある。</p> <p>そこで、本分科会においては、セキュリティインシデント発生時の当局対応にフォーカスし、様々な課題や対応策、今後のあるべき当局対応について議論したい。</p>